

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－退職給付引当資産、退職給付引当金ともに掛金累計額で計上する
- ・賞与引当金　－該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等、退職共済制度への加入
群馬県社会福祉協議会等の実施する退職共済制度への加入

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) あゆみの里拠点財務諸表（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部
 - イ 特別養護老人ホーム あゆみの里
 - ウ ショートステイ あゆみの里
 - エ デイサービスセンター あゆみの里
 - オ 居宅介護支援事業所 あゆみの里
 - カ 地域包括支援センターブランチ あゆみの里
 - キ 地域密着型特養 あゆみの里

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	165,785,200			165,785,200
建物	498,213,974		30,009,111	468,204,863
合計	663,999,174		30,009,111	633,990,063

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却等による国庫補助金等特別積立金取崩額

14,339,194円

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	165,785,200円
建物：特養従来型、デイサービス、特養ユニット	449,868,590円
計	615,653,790円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定含む）	99,351,000円
計	99,351,000円

計算書類に対する注記

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	165,785,200		165,785,200
建物（基本財産）	985,659,332	517,454,469	468,204,863
建物	1,699,702	1,442,809	256,893
構築物	13,459,251	7,870,299	5,588,952
機械及び装置	408,450	344,753	63,697
車両運搬具	27,464,389	20,592,488	6,871,901
器具及び備品	63,746,895	55,375,242	8,371,653
権利	1,916,430	1,198,505	717,925
ソフトウェア	1,845,175	1,845,175	
無形リース資産	5,067,360	4,138,344	929,016
合計	1,267,052,184	610,262,084	656,790,100

10. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

（単位：円）

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし	—	—		—	—	—	—	—		—	

取引条件及び取引条件の決定方針等
該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし